

# 自動車税・軽自動車税

## 忘れずに払いましょう！

北海道と札幌市のホームページの情報を基に作成。

## 自動車税

4月1日の時点で自動車（排気量が660cc以上の車）を持っている人は、自動車税種別割を払う必要があります。 金額は、排気量などによって決まります。

**いつまで：2026年6月1日（月曜日）** ※お知らせは、5月7日のに送られました。

**払う方法：**下の①～④の払う方法があります。

### ①キャシュレス（クレジットカードなど）

パソコン、スマートフォン、タブレットなどを使って、1 地方税お支払いサイト か、
2 北海道自動車税の納付サイト から、払うことができます。

1 2

### ② スマートフォンのアプリ

スマートフォンやタブレットの決済アプリを使って、お知らせにあるバーコード　または　QRコードを読み込んで、払うことができます。

### ③ 現金

下の❶または❷で、現金を使って払うことができます。
❶金融機関、ゆうちょ銀行、道税事務所などの窓口　❷コンビニエンスストア

### ④ 口座振替※

※新しく申し込む場合は、申し込んだ次の年度から口座振替が使えます。申し込みをしたい場合は、所管区域の総合振興局などの請求フォームから申込書を頼んでください。

**相談窓口：** 課税、住所の変更、減免について　011－746－1190
口座振替について　011－746－1247



## 軽自動車税

4月1日の時点で軽自動車など★を持っている人は、軽自動車税を払う必要があります。金額は、排気量などによって決まります。



軽自動車税が❶**いつまで**、❷**払う方法**と❸**相談する窓口**は、住んでいるまち（**市区町村）によって違います**。くわしい内容については、役所にお問い合わせしてください。

★軽自動車など：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車

相談窓口に電話する時に**通訳が必要な場合は、北海道外国人相談センター**に連絡してください。
言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ミャンマー語　など※
※上の言語以外は電話通訳を使います。



お知らせは、毎年4月1日の時点で自動車検査証（車検証）に書いてある住所に送られます。
住所や名前を変えたときは、運輸支局などで**車検証の内容を変える手続きが必要**です。

